

第1章 はじめに

1

第1節 計画策定の目的



佐伯市では、平成21年（2009年）から3期にわたり、佐伯市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と協働し、地域福祉を推進するための「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進してきました。

この間、高齢者介護・福祉における「地域包括ケア」を始め、分野ごとの福祉が充実・深化する一方、複合的な課題やはざまの課題が顕在化している中で、国では、制度・分野の垣根や支え手・受け手の関係を超えて、包括的な支援体制を構築し、安心して暮らせる地域を創るという「地域共生社会づくり」を進めており、佐伯市においても、高齢者介護・福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援といった分野ごとの施策と共調する地域福祉の在り方を、改めて明確化していく必要が生じています。

「第4期佐伯市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）は、こうした社会動向を踏まえ、地域住民、市社協など関係団体・機関、そして行政が、「地域共生社会づくり」の根幹となる「地域福祉」を相互に協力して円滑に推進していくための指針として策定します。

なお、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を包含するものとします。

「地域共生社会づくり」のイメージ



「地域共生社会づくり」は、地域の人と人をつなぐ「地域づくりに向けた支援」、課題を抱えた人・世帯を専門職等につなぐ「包括的な相談支援」、課題を抱えた人・世帯を地域とつなぐ「参加支援」という「3つの支援」を一体的に推進します。

資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」



本計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の主体である地域住民や社会福祉に関する活動者とともに取り組む内容などを定める「市町村地域福祉計画」です。

「市町村地域福祉計画」は、平成30年（2018年）4月の社会福祉法の一部改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」と「包括的な支援体制の整備に関する事項」が盛り込むべき必須事項に追加されました。

一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の中核的役割を担う市社協が、地域住民や関係団体などと相互協力し、地域福祉を推進していくための活動計画であり、地域福祉計画と一体的に策定します。

〔参考〕社会福祉法第107条（抜粋）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（平成30年（2018年）追加事項）
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（平成30年（2018年）追加事項）

本計画は、国・県・市の関係法令、関連計画、指針などとの整合を図りながら策定・推進します。

佐伯市総合計画に基づき各福祉計画に共通する基本理念を掲げ、横つなぎをしながら各福祉計画の下支えを強化することにより、他分野と連携を図り、地域共生社会づくりを進めるための計画と位置付けます。



関連計画・指針など

国

社会福祉法、福祉関係各法

厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」
(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ

大分県

「大分県地域福祉基本計画」
(都道府県地域福祉支援計画として位置づけ)
・地域共生社会の実現に向けた体制づくり
・地域共生社会を支える人づくり
・多様な地域資源による福祉基盤づくり



佐伯市

第2次佐伯市総合計画

地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり
～さいきオーガニックシティの実現～

分野別関連計画

人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略

都市計画マスタープラン

教育大綱、長期総合教育計画

男女共同参画計画

地域防災計画

その他関連計画

連携

佐伯市の健康・福祉が目指す基本理念

制度のはざまにあるなど地域生活課題を抱える方

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

子ども・子育て支援事業計画、こども計画※

健康づくり計画

地域福祉計画 各計画を横つなぎ・下支え

地域福祉活動計画

佐伯市社会福祉協議会

※「こども計画」は、令和5年に施行されたこども基本法に基づき、今後、新たに策定するもの。

国の社会保障審議会福祉部会の「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」(平成14年(2002年))において、地域福祉計画と地域福祉活動計画の整合を図ることが規定されています。

第3節 計画期間



本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）までの5年間とし、国の政策動向や施策の推進状況により、必要に応じて、随時、見直しを行います。

計画期間

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
総合計画	第2次総合計画（平成30年度（2018）～令和9年度（2027））				第3次計画
地域福祉計画 ・地域福祉活動計画	第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画				
高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	高齢者福祉計画 ・第9期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 ・第10期介護保険事業計画	
障がい者計画・障がい福祉計画 ・障がい児福祉計画	障がい者計画（第4次）・障がい福祉計画 （第7期）・障がい児福祉計画（第3期）			障がい者計画（第4次）・障がい福祉計画 （第8期）・障がい福祉計画（第4期）	
子ども・子育て支援事業計画、 こども計画	第2期計画	第3期子ども・子育て支援事業計画、こども計画			
健康づくり計画	第3期健康づくり計画 （令和3年度（2021）～令和11年度（2029））				

「こども計画」と「第3期子ども・子育て支援事業計画」の関係は、自治体に委ねられており、今後、佐伯市としての考え方を整理します。





1 地域共生社会づくりの要請

国は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。

「地域共生社会」とは

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



資料：厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」（令和元年12月）

2 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、私たちの社会生活に大きな変化を与え、発生から4年を経ても、完全収束が見通せない状況です。

感染防止のために、人と人が距離を取り、接触する機会を減らすことが求められた結果、地域の様々な活動が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識

する機会となっています。

3 地方創生の取組の拡大

“しごと”を創り、“ひと”を呼び込み、“まち”を豊かにする、地方創生の取組が進められており、本市においても、平成27年度から「佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定・推進しています。地域資源を生かした地域活性化の取組は、地域福祉にも効果が期待されるため、計画的に推進することが期待されます。

4 「新たな地域コミュニティづくり」の要請

人口減少や少子高齢化、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、区長会や地区社協、消防団など地域で活動する団体「地域コミュニティ組織」を維持していくことが、今後、ますます困難になってくることが予想されています。

本市を含む大分県内の多くの市町村では、昭和の時代から、社会教育施設である地区公民館を中心に、地域の団体が活動するいわゆる「公民館自治」を展開してきましたが、時代の変化にあわせ、地域の課題解決のための地場産業振興や地域福祉を協働で展開する在り方にシフトしていく必要があります。

5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行

近年の高齢化社会の進展に伴い、増加する認知症高齢者や知的障がい者、その他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う必要性があります。しかし、そのための一つの方策である成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。

このような状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）が平成28年に制定され、その中で各市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的事項を市町村計画に定めるよう努めることとされました。

6 「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行

全国的には、犯罪者のうち約3割を占める再犯者によって、犯罪件数の約6割の犯罪が行われるなど、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる地域社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。

このような現状を踏まえ、国は、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、国や地方公共団体の責務を明記するとともに、市町村においては再犯防止の取組を推進するため、地方再犯防止推進計画の策定に努めることとされました。